

X 新幹線鉄道騒音の状況

1 新幹線鉄道騒音の監視

新幹線鉄道騒音の環境基準の類型を当てはめる地域は、環境基本法第 16 条第 2 項に基づき、県知事が定めている。

県及び市では、新幹線鉄道騒音に係る環境基準の達成状況を確認するために、新幹線鉄道沿線地域において調査を実施している。

平成 23 年度に実施した調査の状況は、表 X-1 のとおりである。

表 X-1 調査の実施状況

軌道中心からの距離	測定地点数				
	県	静岡市	浜松市	富士市	合計
12.5m	—	—	—	1	1
25m	14	12	5	6	37
50m	14	12	1	5	32

2 新幹線鉄道騒音の環境基準

新幹線鉄道騒音に係る環境基準は、生活環境を保全し、人の健康の保護に資する上で維持されることが望ましい基準であり、以下のとおり定められている。

表 X-2-(1) 新幹線鉄道騒音に係る環境基準値

地域の類型	基準値 (dB)
I	70 以下
II	75 以下

※ 基準値を示す指標は、列車ごとの最大騒音レベルの平均値 ($\bar{L}_{A, Smax}$ 、単位デシベル(dB)) である。

表 X-2-(2) 新幹線鉄道騒音に係る環境基準の地域の類型の指定

地域の類型	該 当 地 域
I	別表に規定する区域のうち第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域及び準住居地域並びに都市計画区域内の用途地域の定めのない地域
II	別表に規定する区域のうち近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域

備考 第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域は、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 8 条の規定により定められた地域をいう。

別表

<p>静岡県内に敷設された新幹線鉄道の軌道の中心線から両側にそれぞれ 400 メートル以内の区域（富士川、安倍川、大井川及び天竜川の橋りょうに係る部分については別図 1 から 4 までに表示する区域とし、トンネル、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 8 条の規定により定められた工業専用地域、河川法（昭和 39 年法律第 167 号）第 6 条第 1 項に規定する河川区域及び別図 5 に表示する区域を除く。）</p>
--

別図 1 から 5 まで（省略）

3 新幹線鉄道騒音の監視結果

新幹線鉄道沿線地域において測定した結果、軌道から 12.5m の調査では 1 地点のうち 0 地点、軌道から 25m の調査では 37 地点のうち 17 地点 (45.9%)、軌道から 50m の調査では 32 地点のうち 30 地点 (93.8%) において環境基準を達成した。

表 X-3 新幹線鉄道騒音に係る環境基準の達成状況

No	測定地点	地点側の軌道 (上下線別)	類型	基準値 (dB)	軌道から 25m		軌道から 50m	
					評価値 (dB)	適否	評価値 (dB)	適否
①	三島市加茂川町	下	I	70	72	×	69	○
②	三島市若松町	上	I	70	71	×	68	○
③	沼津市青野	下	I	70	66	○	57	○
④	沼津市青野	上	I	70	70	○	63	○
5	富士市船津	下	I	70	71	×	66	○
6	富士市境	下	I	70	71	×	66	○
7	富士市江尾	下	I	70	74	×	73	×
⑧	富士市神谷	上	I	70	69	○	65	○
9	富士市依田橋	上	II	75	72	○	70	○
⑩	富士市前田	下	II	75	71	○	68	○
11	富士市宮島	上	I	70	69	○	67	○
12	富士市中之郷	上	I	70	78	×	80 ^{※3}	×
13	静岡市清水区由比阿僧	下	I	70	69	○	68	○
14	静岡市清水区谷津町	下	I	70	69	○	66	○
⑮	静岡市清水区横砂	上	I	70	72	×	72	×
16	静岡市清水区袖師町	下	I	70	67	○	67	○
17	静岡市清水区渋川	下	II	75	71	○	68	○
18	静岡市清水区長崎南町	上	I	70	71	×	69	○
⑰	静岡市清水区草薙	上	II	75	72	○	68	○
⑳	静岡市清水区中之郷	下	I	70	71	×	68	○
㉑	静岡市駿河区栗原	上	II	75	70	○	68	○
22	静岡市駿河区曲金	下	I	70	69	○	67	○
23	静岡市駿河区鎌田	上	I	70	72	×	69	○
㉒	静岡市駿河区石部	上	II	75	71	○	66	○
㉓	焼津市小土	上	I	70	73	×	69	○
㉔	藤枝市高洲	下	I	70	70	○	67	○
㉕	島田市大柳	下	I	70	70	○	65	○
㉖	島田市大柳	上	I	70	73	×	69	○
㉗	掛川市葵町	下	I	70	72	×	67	○
㉘	袋井市愛野	下	I	70	73	×	67	○
㉙	磐田市東貝塚	上	I	70	71	×	69	○
32	浜松市南区鶴見町	下	I	70	73	×	69	○
㉚	浜松市南区飯田町(1)	下	I	70	72	×	—	—
㉛	浜松市南区飯田町(2)	下	I	70	72	×	—	—
㉜	浜松市中区森田町	上	II	75	74	○	—	—
㉝	浜松市西区舞阪町舞阪	上	I	70	72	×	—	—
㉞	湖西市新居町中之郷	下	I	70	73	×	67	○

※1 基準値及び評価値は、列車ごとの最大騒音レベルの平均値 ($L_{A, Smax}$ 、単位デシベル(dB)) である。

※2 丸囲み数字の地点については、環境省からの委託調査により県及び政令市が測定し、取りまとめた結果を示している。

※3 軌道から 12.5m 地点での評価値である。